

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

子や孫へ賢く保険で贈与しよう

Q：生前贈与が相続対策になることは知っていますが、贈与税の負担を考えると、多額の贈与が出来ません。なにかよい方法はないでしょうか。

A：おっしゃる通り贈与税は税金の中でも最も税率が高いので、例えば1,000万円を贈与すると283万円の贈与税がかかります。

しかし、それが70万円ほどの贈与税で済む方法があります。

それは保険を利用するわけですが、具体的な手順としては次のとおりです。

①5年満期の200万円の積立傷害保険の一時払に5口加入します。

②契約者から贈与対象者（子又は孫）に毎年、1口ずつ契約を名義変更することにより契約を贈与していきます。

③その贈与額（名義変更時の解約返れい金相当額）に応じて、贈与税を支払います。

この方法により5年間の贈与税が合計でも70万円ほどで済みます。

④5年後は、満期返れい金（1,000万円以上）と配当金が贈与対象者に支払われます。

生前贈与は、年間60万円の控除額を上手に使って計画的に行うしか方法はないと言われています。その点からも有効な相続対策となるでしょう。また、贈与対象者を被保険者としますので、子や孫に5年間の補償がつくのもメリットのひとつでしょう。

